第二期決算公告

平成二十七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	流動資産	九五
	固定資産	六
	資産合計	一〇二
負債及び純資産の部	流動負債	五七
	固定負債	一七二
	株主資本	△一二七
	資本金	一〇
	利益剰余金	△一三七
	（その他利益剰余金）	（△七五）
	（当期純損失）	（七五）
	負債及び純資産合計	一〇二

平成二十八年二月二十二日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地サーラタワー

サーラの水株式会社

代表取締役社長　倉田　義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市字美唄一四四〇番地、最後の住所北海道美唄市東三条北五丁目五番八号

被相続人　亡　遠藤　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第30期決算公告

平成28年2月22日

埼玉県川口市長蔵一丁目4番10号

株式会社昭和金属

代表取締役　吉田　大樹

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,485,263
	固定資産	450,646
	合計	2,935,909
負債及び純資産の部	流動負債	932,629
	固定負債	1,262,396
	株主資本	740,883
	資本金	10,000
	利益剰余金	730,883
	その他利益剰余金	730,883
	（うち当期純利益）	(16,348)
	合計	2,935,909

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年二月二十二日

埼玉県川口市長蔵一丁目四番一〇号

(甲)株式会社昭和金属

代表取締役　吉田　大樹

埼玉県越谷市大字西新井六九八番地

(乙)有限会社昭和部品工業

代表取締役　小原　和樹

決算公告

平成28年2月22日

岐阜県大垣市東町二丁目114番地

株式会社ヒロセ

代表取締役　廣瀬　威

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	371,097
	固定資産	269,743
	合計	640,840
負債及び純資産の部	流動負債	369,830
	固定負債	294,173
	株主資本	△ 23,163
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 63,163
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△ 65,163
	（うち当期純利益）	(10,737)
	合計	640,840

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月二十二日

岐阜県大垣市東町二丁目一一四番地

株式会社ヒロセ

代表取締役　廣瀬　威

平成二十八年二月二十二日

事務所　北海道岩見沢市五条西三丁目二番地カギヤビル五階

相続財産管理人　弁護士　近藤明日子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市愛宕山一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須藤　擴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

福島県郡山市麓山一丁目三番六号遠藤大助法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　政人

第31期決算公告　平成28年2月22日

愛知県東海市南柴田町ホノ割213番地の8

株式会社エム・ティー・コーポレイション

代表取締役　瀧上　亮三

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11
	固定資産	301
	合計	312
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	312
	資本金	300
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	12
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	1
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	312

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

なお減少する二億円は、その他資本剰余金とします。

効力発生日は平成二十八年三月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十八年二月二十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月二十二日

愛知県東海市南柴田町ホノ割二一三番地の八

株式会社エム・ティー・コーポレイション

代表取締役　瀧上　亮三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市新石下一三一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新井　繁次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

茨城県下妻市下妻丁一五六番地関友下妻ビル三階　きぬの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百目鬼明子

第30期決算公告　平成28年2月22日

京都府南丹市園部町宍人流田34番1

株式会社丹波ナーセリー

代表取締役　四方　節男

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,342
	固定資産	12,278
	合計	93,620
負債及び純資産の部	流動負債	4,912
	引当金	35,381
	賞与引当金	142
	退職給付引当金	9,239
	株主資本	53,327
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,327
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	39,827
	（うち当期純利益）	(211)
	合計	93,620

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円、利益準備金の額を三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月二十二日

京都府南丹市園部町宍人流田三四番一

株式会社丹波ナーセリー

代表取締役　四方　節男